

【現在紙レポートによる請求を行っている医療機関・薬局向け】

2024年度以降の取扱いについて

厚生労働省 保険局 医療介護連携政策課
保険データ企画室

2024年度以降の取扱い

- 2023年3月、厚生労働省の審議会（社会保障審議会 医療保険部会）において「オンライン請求の割合を100%に近づけていくためのロードマップ」が了承されました。
- これを踏まえ、紙レセプトによる請求を実施する機関（※）については、それが経過的な取扱いであることを明確化するとともに、オンライン請求に移行するメリットを丁寧に発信しながら、オンライン化の検討を促すこととされています。

（※）①レセコン未使用 又は ②電子請求の義務化時点で医師等が65歳以上（現時点で77歳以上）であるとして、届出を行った医療機関・薬局

具体的には、

- 2024年4月から、①レセコン未使用を理由とする紙レセプトによる請求の新規適用を終了
（※②高齢医師等については既に新規適用はない）
- 2024年4月以降も、紙レセプトによる請求を続けようとする機関については、改めて当初の要件を満たしている旨の届出の提出を求めると

とされています。

【補足】現時点で、当初の要件を満たしていない場合には、2024年4月以降、紙レセプトによる請求を実施することはできず、2023年度中にオンライン請求に移行する必要がありますので、ご留意ください。（参考次ページ。）

- 厚生労働省において、2023年度中に必要な省令改正を行い、詳細は追って周知することとしてい

2024年度以降の取扱い

- ②高年齢医師等を理由として紙レセプトによる請求を実施する機関については、それぞれ下表中欄の電子請求の義務化時点において、診療又は調剤に従事する常勤の保険医又は保険薬剤師（以下「保険医等」という。）の年齢が65歳以上の者に限られる旨の届出を行っていただいています。

※「常勤」：原則として保険医療機関・薬局において定めた医師・歯科医師又は薬剤師の勤務時間の全てを勤務し、かつ保険医療機関・薬局において定める1週間の勤務時間が、32時間以上の者の就業形態

- 2024年4月以降も、紙レセプトによる請求を続けるため、現時点においても、当初の要件を満たしていると言えるためには、最も若い常勤の保険医等の生年月日が下表右欄の日付以前である必要があります。

（現時点で、当初の要件を満たしていない場合には、2024年4月以降、紙レセプトによる請求を実施することはできず、2023年度中にオンライン請求に移行する必要がありますので、ご留意ください。）

対象医療機関・薬局	電子請求の義務化時点 (判断時点)	左記を満たす最も若い者の生年月日
レセコンを使用している薬局	2009年4月1日	1944年4月1日
レセコンを使用している内科診療所	2010年7月1日	1945年7月1日
レセコンを使用している歯科診療所	2011年4月1日	1946年4月1日
レセコンを使用していない診療所・薬局		

【参考】オンライン請求の割合を100%に近づけていくためのロードマップ

(2023年3月23日 社会保障審議会医療保険部会にて了承)

